

(作成日：平成 29 年 5 月 1 日)
(最終更新日：令和 7 年 4 月 1 日)

インドネシア向け輸出水産食品の取扱要綱

1 目的

この要綱は、インドネシア向け輸出水産食品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 3 条に基づく衛生証明書の発行、第 16 条及び第 20 条に基づく適合施設の施設認定並びに第 21 条に基づく定期的な確認に関する手続を定めるものである。

2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) インドネシア向け輸出水産食品：我が国からインドネシアに輸出される食用の水産動物（活水産動物を除く。）及び藻類並びにそれらの加工品
- (2) 認定施設：インドネシア向け輸出水産食品を最終加工（日本国内で加工しない食品にあっては最終保管。以下同じ。）する施設であって、本要綱に基づき認定されたもの
(※切り身、むき身等にするための処理は加工に含まれ、保管又は輸送のために行う頭尾等の切り落とし、内臓の除去等の簡単な処理、凍結処理等は加工に含まれないものとする。)
- (3) 認定施設責任者：認定施設において、本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人
- (4) 証明書：インドネシア向け輸出水産食品のための衛生証明書
- (5) 輸出者：認定施設で最終加工されたインドネシア向け輸出水産食品を輸出しようとする者
- (6) 規制対策グループ：農林水産省輸出・国際局規制対策グループ
- (7) 食品監視安全課：厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課
- (8) 畜水産安全管理課：農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
- (9) 都道府県等衛生部局：都道府県又は保健所を設置する市若しくは特別区の衛生主管部局
- (10) 登録認定機関：農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）に定める登録認定機関であってインドネシア向け輸出水産食品の適合施設の認定等を業務とするもの
- (11) 証明書発行機関：規制対策グループ、北海道農政事務所、東北農政局、関東農政局、北陸農政局、東海農政局、近畿農政局、中国四国農政局、九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）並びに登録認定機関

3 施設の認定手続等

(1) 認定施設の要件

認定施設は、次のいずれかに該当する施設とする。

- ア 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条に基づく営業許可を有し、又は食品衛生法第 57 条に基づく営業届出を行っている施設
- イ 条例等に基づき、食品製造等の営業許可を有し、又は営業に係る届出等を行っている施設
- ウ 食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設
- エ 「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく認定施設

(2) インドネシア向け輸出水産食品の施設認定手続

- ア 施設認定を受けようとする者は、別紙様式 1 の申請書に、（1）の要件を確認するために必要な書類（（1）のア及びイの施設は営業許可証又は届出書の写し等、ウの施設は食品衛生監視票の写し等）を添付し、手数料の納付とともに、別表の申請先に申請すること。
- イ 証明書発行機関は、アによる申請を受けたときは、提出された書類により（1）の要件に適合しているかどうかを審査する。審査の結果、問題がない施設については、別紙様式 2 により規制対策グループに報告する。
- ウ 規制対策グループは、イによる報告があったときは、当該施設に認定番号を付与し、食品監視安全課、畜水産安全管理課及び全ての証明書発行機関に対して、認定する旨を連絡する。連絡を受けた食品監視安全課は都道府県等衛生部局に、証明書発行機関は施設認定申請者にそれぞれその旨を連絡する。
- エ 規制対策グループは、農林水産省のホームページ上で施設認定リストを公表し、当該リストに記載された施設については、公表時点以後、本要綱に基づき認定された施設として取り扱う。

(3) 認定施設に関する認定事項の変更等

- ア 認定施設責任者は、認定事項（施設名称、所在地等の別紙様式 1 の申請書の記載事項をいう。）の変更があるときは、別紙様式 3 の申請書及び変更内容が確認できる書類を、別表の申請先に提出すること。
- イ 認定施設責任者は、認定施設について認定の廃止を希望する場合は、別紙様式 4 の認定廃止願を、別表の申請先に提出すること。
- ウ 認定施設の変更・廃止の連絡及び公表は、（2）イからエまでに準じて施設認定リストからの当該施設の変更又は削除の手続を行う。

(4) 認定施設の定期確認

- ア 都道府県等衛生部局は、管内の認定施設について、食品衛生法で規定する監視指導の際に営業の許可の取消し事由が存在する等の問題が認められたときは、食品監視安全課に報告することとし、当該報告を受けた同課は、規制対策グループに連絡を行う。
- イ 認定施設責任者は、アの監視指導を受けたときは、その都度、別表の報告先に

内容を報告すること。

ウ 証明書発行機関は、イに基づき認定施設責任者から提出される監視指導内容の報告により、認定施設が（１）に規定する要件に適合していることを確認し、当該内容等を規制対策グループに連絡すること。

（５）認定の取消し等

ア 規制対策グループ又は登録認定機関は、以下のいずれかに該当する場合は、認定施設の取消しを行うことができる。

① （４）の定期確認の結果、（１）の要件に適合しなくなつたと認める場合において、認定施設責任者に対し、これを改善すべきことを求め、かつ、その求めによつてもなお改善されないとき

② 認定施設が不正な手続により認定又は変更を受けたものであることが判明したとき

③ 認定施設責任者と輸出者が同一である場合、その者が過去に不正な手続により証明書の交付を受けたことが判明したとき

④ その他相当の理由があると認めるとき

イ 認定の取消しの連絡及び公表は、（２）イからエまでに準じて施設認定リストからの当該施設の削除の手続を行う。

4 証明書の発行

（１）証明書の発行要件

証明書の発行は、インドネシア向け輸出水産食品が次に掲げる要件の全てに適合するときに行うものとする。

なお、証明書発行機関は、別紙様式 7 の Attestation の c. について疑義が生じたときは、必要に応じて規制対策グループを通じ畜水産安全管理課に確認を行うものとする。

ア 認定施設において最終加工されたものであること。

イ 輸出の都度、別添 1 に規定する官能検査を別添 2 の手続により行った結果、官能検査基準を満たしているものであること。ただし、「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく認定施設及び輸出品目（以下「対 EU 認定施設等」という。）については、輸出の都度の官能検査を省略することができる。

ウ 出港前の貨物であること。

（２）証明書の発行手続等

ア 輸出者は、一元的な輸出証明書発給システムにより証明書の発行申請を行うこと。なお、同システムによる発行ができない等の不測の事態が生じ、電子メール等による申請を行う場合にあっては、証明書の発行申請に必要な書類を証明書発行機関宛てに送付すること。この場合、証明書は書面による交付となることから、受領方法について申請先とあらかじめ調整すること。輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）による申請を行う場合（登録認定機関への申請の場合に限る。）は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

のウェブサイトに掲載されている NACCS 掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。

イ 輸出者は、インドネシア向け輸出水産食品について、輸出を行うごとに、別紙様式 5 の申請書に、以下の①から⑦までの書類を添付して、誓約事項を了承の上、手数料の納付とともに、別表の申請先に申請すること。なお、③を申請時に提出できないときは、証明書発行日までに提出すること。また、①から③までについては、別紙様式 5（1 輸出水産食品の詳細）の内容が確認できるもののみの提出でよい。

生鮮品の輸出など、申請日当日に証明書の交付を希望するときは、手続を円滑に行うため、事前に申請先に相談する等の連携を図ること。

① インボイスの写し

② パッキング・リストの写し

③ 船荷証券（B/L）又は航空貨物運送状（AWB）の写し

④ インドネシア向け輸出水産食品が食品衛生法等日本国内の法令を遵守して加工等がなされていることを確認できる、検査等の実施日から 1 年以内（1 年に 1 回以上の検査等を行い輸出することを 3 年以上継続した実績があり、申請のあった日から過去 3 年間の輸出において問題が認められなかった場合には 3 年以内。）の記録（認定施設の食品衛生監視票、自主検査の結果等）の写し（なお、同一の認定施設で最終加工された製品を当該書類の有効期間内に輸出する場合は、当該書類の添付を省略することができる。）

⑤ 別紙様式 6 の官能検査等実施記録（対 EU 認定施設等の場合は、提出を必須としない。）

⑥ 別添 2 の 4 に規定する官能検査の検証を実施したことが確認できる書類の写し

⑦ 申請者と輸出者が異なる場合にあっては、輸出者が作成した委任状

ウ 証明書発行機関は、イにより申請を受けたときは、提出のあった書類により（1）の要件に適合しているかどうかを審査した後、問題がないと認められるときは、速やかに電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。）を行った電磁的記録による別紙様式 7 の証明書原本を一元的な輸出証明書発給システムにより発行する。

エ 証明書発行機関は、不測の事態により、一元的な輸出証明書発給システムによる発行ができず、書面により別紙様式 7 の証明書原本の発行を行う場合にあっては、次の①又は②により交付する。②の場合、郵送に要する経費等は、申請者が負担するものとする。

① 申請先（証明書発行機関）において手交

② 郵送

オ 証明書発行機関は、証明書発行申請内容の確認等に当たり、必要に応じて、申請者に対し追加資料の提出を求めることができる。

カ 証明書発行機関は、証明書及び関係書類を証明書発行年度の翌年度から 3 年間保存する。

キ 証明書発行機関は、輸出者から、証明書の発行後に記載内容に変更が生じた旨の相談があった場合には、貨物等の状況を確認するとともに、再度証明書の発行を行う場合には、以下の事項に留意すること。

- ① 証明書の番号は発行済みの証明書の番号と異なる番号とすること。
- ② 証明書の左上部に発行済みの証明書の番号及び発行日並びに発行済みの証明書を差し替えるものである旨を記載すること。（例：Issued in lieu of certificate No. BZ0122BID00001 dated 31/01/2022.）

（３）証明書の発行取消

ア 予定していた輸出が中止になる等の理由により証明書が不要になった場合には、輸出者は、別紙様式８の取消願を、発行を申請した証明書発行機関に速やかに提出すること。

イ 前項の場合において、既に４（２）エに基づき証明書が発行されているときは、輸出者は、速やかに証明書原本を、別紙様式８の取消願とともに、発行を受けた証明書発行機関に返却すること。この場合において、証明書発行機関は、不要になった証明書の返却が確認されるまで、当該輸出者に対して新たな証明書の発行を行わないものとする。

（４）証明書発行の停止

証明書発行機関は、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、規制対策グループと協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。なお、発行停止に当たり、規制対策グループは、必要に応じて食品監視安全課及び畜水産安全管理課の意見を聴取する。

ア 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められ、又はその疑いがあるとき

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断されるとき

ウ その他相当の理由があると認められるとき

５ その他

（１）証明書の要否の判断について

輸出者は、証明書を要する水産食品に該当するか等判断が困難なときは、事前にインドネシア政府に確認をすること。

（２）認定施設責任者及び輸出者自らの衛生管理について

認定施設責任者及び輸出者は、インドネシアの動物衛生上及び食品衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、インドネシア向け輸出水産食品について適宜モニタリング検査を実施する等により、インドネシア向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。

（３）違反した輸出水産食品等に対する対応

規制対策グループは、インドネシアの動物衛生、食品衛生等に関する法令に違反した旨の連絡をインドネシア政府から受けるなど、インドネシア向け輸出水産食品

に問題が発生したときは、必要に応じて食品監視安全課、畜水産安全管理課及び証明書発行機関に連絡するとともに、当該インドネシア向け輸出水産食品の輸出者に対し、原因究明及び改善の指示、検査の強化等適切な措置をとる。

この場合において、規制対策グループは、問題点の原因究明及び改善措置の状況から、問題点が改善されたと判断したときは、検査の強化等の措置を解除することができる。

(4) インドネシア政府との協議

規制対策グループは、(3)に定めるもののほか、インドネシア向け輸出水産食品に係る連絡がインドネシア政府からあったときは、必要に応じてインドネシア側と協議の上、適切な措置をとるものとする。

インドネシア向け輸出水産食品の検査手順等

1 サンプルリング

申請品目ごとに 1 ロットとし、積荷の確認を行うとともに、2 に掲げる判定を行うに当たって、1 ロットの梱包数 (N) に応じて、以下に示す開梱数 (n) を目安として開梱する。

1 ロットの梱包数 (N)	開梱数 (n)
$N \leq 150$	3
$150 < N \leq 1200$	5
$N > 1200$	8

※ 1 ロットの梱包数が 3 に満たない場合は、開梱数 (n) は 1 とする。

2 官能検査基準

(1) 外観が確認できる食品の判定基準

項目	判定基準
外観	病気／感染症による潰瘍、出血、退色、白斑等の目に見える異常が認められないこと。

(2) 外観の確認が困難な食品の判定基準

判定基準
① 加熱加工されていること。(製造工程表等により確認) (例 1) 密封の状態で加熱殺菌された製品 (121℃3.6 分間) (例 2) 低温殺菌された製品 (90℃10 分間) (例 3) 機械で乾燥された内臓除去製品 (100℃30 分間) (例 4) 魚油、魚粉
② 原材料が (1) の判定基準を満たしていること。(誓約等により確認)

※ 上記①、②のいずれかを満たしていること。

インドネシア向け輸出水産食品の官能検査の運用

1 品質確認者の選任

輸出者は、輸出者自らが定めた品質確認者（本要綱の趣旨を理解し、適切に官能検査を遂行する能力を有する者）を選任すること。

2 官能検査

選任された品質確認者は、輸出の都度、別添 1 に規定する検査手順に従って官能検査を実施し、同 1 の 2 に掲げる官能検査基準を満たしていることを確認の上、別紙様式 6 にこれらの結果を記録するとともに、証明書発行申請書（別紙様式 5）の「2 官能検査実施結果」に品質確認者氏名及び官能検査実施日を記載すること。

なお、官能検査の記録に当たっては、官能検査を実施したことが確認できれば、別紙様式 6 によらず任意の様式を用いて差し支えない。

輸出者は、官能検査の結果が記載され、又は記録された情報を 3 年間保管すること。

3 その他

品質確認者は、輸出者が輸出しようとする水産食品について別添 1 に掲げる官能検査のほか、以下の状況についても確認すること。

- (1) 衛生的かつ適切な温度下で官能検査が行われていること。
- (2) 証明書発行申請書の内容と実態に齟齬がないこと。

4 官能検査の検証

輸出者は、衛生証明書の申請日以前 1 年間に 1 回以上、証明書発行機関が実施する官能検査を受検し、別添 1 の 2 の官能検査基準を満たしていることを確認すること。品質確認者は、当該検査に立ち会い、自ら行う官能検査方法の妥当性について検証を行うこと。

なお、本運用に基づく手続を実施している場合であって、1 年に 1 回以上の官能検査の検証を行い輸出することを 3 年以上継続した実績があり、直近の過去 3 年間の官能検査結果及び品質管理者による官能検査の方法に問題が認められないときには、検証に係る頻度を 3 年間に 1 回以上とすることができるものとする。

FAO 漁獲統計海区 (FAO Fishing Area) の水域名

海区番号	海区名 (英名)	水域名 (和訳名)
1 8	Arctic Sea	北極海
2 1	Atlantic, Northwest	北西大西洋
2 7	Atlantic, Northeast	北東大西洋
2 7. 3	Baltic Sea	バルト海
3 1	Atlantic, Western Central	中西大西洋
3 4	Atlantic, Eastern Central	中東大西洋
3 7	Mediterranean	地中海
3 7. 4	Black Sea	黒海
4 1	Atlantic, Southwest	南西大西洋
4 7	Atlantic, Southeast	南東大西洋
5 1	Indian Ocean, Western	西インド洋
5 7	Indian Ocean, Eastern	東インド洋
6 1	Pacific, Northwest	北西太平洋
6 7	Pacific, Northeast	北東太平洋
7 1	Pacific, Western Central	中西太平洋
7 7	Pacific, Eastern Central	中東太平洋
8 1	Pacific, Southwest	南西太平洋
8 7	Pacific, Southeast	南東太平洋
4 8	Atlantic, Antarctic	南極洋
5 8	Indian Ocean, Antarctic	
8 8	Pacific, Antarctic	